

これに次ぎまして化学工業の一四％、鉄鋼金属の一・四％といったような順序になつております。それから個々の会社の資本に対する比率はこの細かい表によつて御覧になりますように、大部分が今のところはまだ零何％といつたような非常に低い割合になつております。一番大きな割合を占めておりますのが二頁目の鐵鋼の中のもの、洋レヨンであります。これにいたしましてもまだ三％をや超えたという程度に過ぎないのであります。それからこうした株式の配当の点、これはこの前御質問があつたのであります。が、個々の会社の配当を全部書出すのも非常に煩瑣でございましたので、ここに半ビラの紙で配当表というのを配りしておきました。これは東京証券取引所の調によつたものでございまして、各業種別に平均株価と平均配当率と、そして平均利廻と、この三つの表を掲げておきました。大体平均株価が九十四円六銭、配当率が二割六分五厘、平均利廻が一割四分という数字になつております。以上がこの株式についてであります。

次は技術援助につきまして大体どういつたような契約の内容になつていくかというところにつきましては、この技術援助と申しますと、その入つて参ります業種によつて、又技術の種類によつて千差万別でありまして、そのものによつてロイヤルティの取り方等も非常に多岐に亘つていのでございまして、この全部についてその間の内容をお示しするわけにも参りませんので、大体典型的なものを掲げましたものを一枚、技術援助契約とその対価の利率についてという表をお配りいた

していただくわけでありまして、ここにございまして、ロイヤルティの取り方といたしましては、やはり売上高を基準といたしまして、これに對して一定の割合を掛けました金額を対価として本國に送金するという例が一番多いわけでありまして、その場合に割合をいつたしましては、やはりこれはものによつていろいろ違つてございまして、一番ありましたのは三％乃至五％というところでもございまして、ものによつては例へば医薬品のようなもの、それから加工度の非常に高い精密機械といつたようなものにつきましては一〇％といつた利率を課せられる場合もあるわけでもございまして、これらはやはりさういつた技術の日本経済に及ぼすメリットを考えまして、多少利率が高くてこれを入れますことの効果を考えて認可をいたしておるわけでもございまして、それからもう一つお配りしてございまして、外資委員会関係外貨送金実績表というのがございまして、外資法によりまして外資導入を認可いたしますと、これに伴つて果実、元本等の送金が保証されるわけでもございまして、この保証されます送金額は外國為替予約といふものがございまして、この予算に外資委員会関係の分を別に計上いたしておるわけでもございまして、その外貨予算に組まれた中から、実際にどれだけ送金せられたかというのを月別に表示したものでございまして、技術援助契約を締結いたしました件数は、先ほども申し上げましたように百三十何件という相當な額に上つておりますが、この技術が完全に日本の会社のものとなつて、軌道に乗つて生産が開

始されますにはやはり若干の時日を要するわけでありまして、又その技術を使いますためには、いろいろ設備の拡張といつたようなことも必要なのであります。送金はまだ今のところはさう大した額に上つておらないわけでありまして、技術援助対価といたしましては五百三十三万九千ドル、株の配当といたしましては七十三万四千ドル、貸付金の利子は二万三千ドル、合計いたしまして六百九万六千ドルという数字になつております。それからもう一つお配りしましたのは外貨債の現況でございまして、これは大蔵省のほうから御説明頂くほうがいいかと思ひますが、満期到来元本と未拂利子見積額と、それから満期未到来の元本、この三つに分けて数字を出しまして、全体の負担額がどれぐらいに上るかといふことは、この三つを合せましたもので英貨債、米貨債、仏貨債をすべてドルに換算いたしますと、四億五千五百萬ドルという負担になつておるのであります。以上でお配りました資料の御説明を終りますが、このほかにも只今用意いたしておりますが、間もなく届くと思ひますが、技術援助契約と、それから共産産業的な株式、つまり今御説明いたしました市場經由取得の株式と趣きを異にしまして、日本の会社と共同して事業をやつて行くといふような意味から株式に投資いたします場合のうちの主たるケースを具体的に会社名を記しまして、株式投資の場合には、その会社の全体の資本金に對してどのくらいのパーセンテージになつておるかといふような点を明かにしたもので、それ

から貸付金契約でございまして、これにつきましてはまだ十件程度しかございせんませんが、その具体的なケースを書きました資料をお配りすることになつております。それからもう一つは外資導入に関する各國の制度がどうなつておるかといふことで、私どものほうで調べましてわかりました程度のものでお配りすることに予定いたしております。それは又参りましてから御説明することになります。○委員長(佐々木良作君) 只今の資料の説明につきまして、この内容の事務的な問題或いは不足と感ぜられる資料等々のお話がありましたら先ず最初にお願いいたします。○本村福八郎君 三つばかりちよつと要求したいのですが、ただ技術援助契約についてその主な業種を示してあります。この中に主としてロイヤルティのことが出ておるのですが、我々聞くところによると、その契約に當つてその販売権ですね、エージエンシーを取つて極東における、例へば石油なら極東における販売権、そうしますと売上高、ロイヤルティ自身はさう高くないまでも、将来日本が海外に進出するような場合エージエンシーといふものを取られるといふことになる、それは又将来大きな問題になると思ふのですが、さういふようなことも実は知りましたが、さういふ資料もありません。たならば、余り面倒ならばさう別に必要ないですけれども、さういふふうなロイヤルティ以外にその特殊の、今後の日本の経済に相當影響を及ぼすようなこの契約の内容といふものがあつたら、すぐでなくてもいいのですが、出して頂きたいと思ふのです。ありません。それからもう一つは、これはあとで出て来るかも知れませんが、今市場を通する株式投資について資料がございましたが、例へばカルテックスと帝石のように資本を向うから持つて来て投資する場合、それが会社によつて五〇％以上外國の資本が占めていられる業種、或いは会社ですね。石油とかゴムとか、化学工業あたりにさういふものがあると思ふのです。さういふものがあるならば一つお願ひしたい。それからもう一つは、この法律案で非常に重要な関係があると思ふのですが、このアメリカの証券取引法のうち新株の取得に関する規定、さういふものがあつたら詳しく知りたいのです。旧株についてはその対象についてあとで私は大蔵大臣にも質問したいと思ふのですが、その新株の問題が重要だと思ふのです。送金関係について新株の取得、そこで向うで日本の新株取得の場合、アメリカの証券取引法に據れるのじやないかという問題があると思ふのです。それがわかつたらさういふ点を何か資料で……○委員長(佐々木良作君) 只今の資料要求につきまして委員会のほうから……○政府委員(倉屋正雄君) 今三つばかり御要求があつたわけでもございまして、第一の技術援助の契約の場合のエージエンシー、その他将来日本の経済の負担になるようなことがないかといふお尋ねでございまして、只今記憶いたしておりますところではさういふ契約はないように思つております。なお調べてさういふ特殊なケースがございましたらばお示しすること

にいたします。それから第二の点は、これは先ほどもちよつと触れましたように経営参與的な株式投資の場合において、株式の持株の割合がどうなつておるかというのを個々の会社別に示した表をお配りすることを予定いたしております。それから第三は、御指摘のようにアメリカにおきましてはS・E・Cという特殊の証券取引委員会がありまして、そこで規則を公布いたしておりますので、新株の取得について制限を加えておる場合があるのでございます。これに關します條文を議決いたしましたものができましたらお配りいたしたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) ほかに資料について御発言がございませんか。

○小淵精君 後ほど大臣にもこの点は御質問いたしたいと思ひますが、その資料として先般お願いすることを忘れたのですが、この技術援助契約に關しては、技術を導入した当初においては、外国から資材であるとか或いは機械を輸入しなければならぬ、而もその大体の予定表というものは契約を認可してもらつて申請書に相当詳しく出ておるはずであります。この大体の概略のところはわかつたら是非この点を知らして頂きたいと思ひます。それからもう一つは、技術の援助契約をいたしました、外国の技術者が招聘せられる、これは送金の約束を保證してありますから、その点は今後お配りの資料に出るかと思ひますが、同時に外国に人を送さなければならぬという問題を生じておるということも私はよく承知しておるので、そうした面について……、或いは外資委員会ではわからないと思ひながら、大蔵省にお願いした

ほうがいいかと思ひますが、この契約に伴う外国への渡航費及び外国から当分どうしても輸入しなければならぬところの資材、機械類の外貨額が一体どのくらいに上つておるかというところがわかつたらお教へ願ひたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) 只今の資料如何ですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 御指摘のよう技術援助契約をいたします場合に、同時にその技術を使うためにはどうしても導入先から特殊な機械なり設備その他原材料等を輸入しなければならぬというやうな例もございまして、これは非常に契約によりましていろいろ千差万別でございまして、大体只今のところでは技術援助契約自体を外資委員会が認可いたしますと、それに伴ひまして機械等を輸入いたします場合には、有為替の場合と無為替の場合があるわけでございますが、この為替を要します場合には、これは一般の通商省の輸入許可を取つて頂いて、そのために為替予算の一般の輸入の枠を使うということになるわけでありまして、併しなからこれについては許可の保證は別段ないわけでありまして、併し無為替の場合におきましては外資委員会が認可いたしました場合に、やはり法律上は通商省で無為替輸入許可が必要になつて来るわけでありまして、大体その場合には無條件に無為替輸入を許可するという方針に只今のところではなつております。

それから渡航費の点であります

○小淵精君 数字はわからないのです

か。理論でなしに大体の数字がわかりますれば……。

○政府委員(賀屋正雄君) 数字は主なケースについて拾うことはできると思ひますが、全部網羅するのはちよつと時間を要すると思ひますが、如何ですか。

○小淵精君 これは主なケースでいいのですが、どれくらいになつておるか、わかつておればお知らせ願ひたい。

○政府委員(石田正憲君) 技術者の渡航費の問題でございまして、これは御承知の通り今渡航費の問題につきましては二つのやり方がございまして、一つは優先外貨と申しますか、各輸出をやつておられますところの会社のほうで、若し外資の導入があつて、そのために技術者を出すということでありますならば、その優先外貨の範囲内でやつて行くという、こういうケースがあります。それからもう一つは、そういうまだ輸出の実績がない、従つて使うところの優先外貨がないという部分につきましては、これは一般の渡航費の範囲で処理されるということに相成ります。渡航につきますというに相成ります。一般の渡航関係の予算が組んであるわけでありまして、その枠の範囲内で、申請がありますれば審査をいたしまして許可をするという方法によるわけでありまして、それで数字の点でございまして、一般の渡航費のほうにおきまして、技術修得その他の関係で、外資導入に伴ひまして出る場合の計数は、はつきり分けたものではございせんが、ただ記憶によりまして、そういうもので不許可にいたしましたという事例はないように思つておるわけでありまして、

○小淵精君 数字はないわけですね。

○委員長(佐々木良作君) よろしいでございますか。

○小淵精君 よろしいです。

○委員長(佐々木良作君) それでは資料に關する問題は、又ありましたらならば後ほどに逐次お願いすることにいたします。よろしくございませうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(佐々木良作君) 先ほど申上げましたように、前回の要求によりまして周東安定期本部長官、それから高橋通商産業大臣並びに大蔵大臣の出席を要求したわけでありまして、差支えがあらまして、周東安定期本部長官がお見えになつており、それから通商産業関係からは大臣がお見えであるというわけ、本間政務次官、更に大蔵省からは、大蔵大臣は旅行中とかでありまして、理財局長の石田政府委員が参つておられます。外資事務局の賀屋局長以下は従前通りでありますから、順次質問を始めて頂きたいと思ひます。

政府のほうにちよつと附加しておきますが、前回の委員会におきまして外資法の根本的な問題が逐次質疑に出て参りまして、この法案の最初の狙いは國際收支のバランスを顧つたものであつたのが、だん／＼と積極的な外資導入という面に変貌して来たやうで、何か少し話がおかしなやつたやうな感じがするといふやうな質問がまああつたわけでありまして、他の問題も含めて大臣の出席要求があつたのであります。順次御質問願ひたいと思ひます。

○本村八郎君 安本長官にお伺ひしたいのですが、この法律の改正案の中で一番重要な点、骨になる点は、株式

投資された株式の元本の送金を許して行く、外貨送金を今度は許して行くという点に非常に重点があると思ひます。これまで配当の送金は許されておりましたが、元本の送金を許して行く、これがまあ一番大きな狙いだと思ひますが、こういう形で一体外資というものが相當入つて来るものと思ひておるかどうかということが一点と、それから元本送金をまあ三年据置いて、その後において二〇%認めるといふことなどですけれども、そういう元本送金を三年据置いてその後許して行くという、そういうことをしなうと外資は入り得る條件があるのじやないかと私は思ひますが、それで三年据置いて、元本がだん／＼と返せるというやうな態勢において、果して安定せる外資というものが入つて来るかどうか、この二つの点お伺ひしたいのです。

○國務大臣(周東安定期) これは見方です、こゝうやらなければ外資が入らんとするのではなくて、むしろ日本の国内において、国内での自己資金で足らぬというやうな場合に、大いに外からの投資を歓迎するといふことであらば、必要なきに、今度はそれに日本の株式を売るというやうな場合に、その元本を送り返せるやうな自由な形におくほうがよろしかうというのがあるやうな考へ方でありまして、これは本来ならば、戦前の状態におきまして、一定の土地、会社に対する投資は限定せられておつたといひました。一般的にはすべて投資も外資も自由であつたわけですから、だからそういう形をはつきりするといふわけですから、むしろ一つの外資導入を促進される方法として

やないかと思うのです。この法律案は、私は株式投資としてどん／＼外資を入れるというのを狙いとしておるのですけれども、実際問題として重要な点を外れておると思うのです。実際に即してないと思うのです。元本送金を許したから入つて来るというふうな日本の株式投資の実情じゃないと思うのです。そこそこは法律案の改正におきまして一つ抜けておるところがあると思うのです。その点を伺つておるのです。さつきさういふ改正でどん／＼入つて来るかと質問しましたら、大いに入つて来る期待を持つておるといふことですが、さういふ改正では入つて来ないのじゃないか、さういふ意見が有力なんです。今日の日本経済新聞を讀むと、アメリカの証券会社のベネチエという人が、外資導入に關していろいろの要望を出しています。ああいう人の意見に基いて立案されたのじゃないか、さう思う。ですからああいう意見では、あれは元本の送金をもつと自由にして、さういふ意見ですが、併しそれだけでは私は入つて来ない。もつと根本において入つて来る方法があるのに、それをこの法案においては取上げないで、さうして何か見当違いといつては失礼かも知れませんが、日本にとつて不利な改正をして、さうして而も外資が入つて来ないやうな形になつておる、さう思うのです。さういふ点からさつきさういふ入つて来るかどうかと私は聞いたわけなんです。

と、これは一つのやつぱり行き方と思ひます。だからこれによつてどれだけ、それでは元本の送金を認めるから、そのことだけを事由にしてどれだけ殖えるかといふことはわからない。わからぬが、併しさういふことまでやつて行けるというところは、日本経済の回復を一つの前提としておいて信用を高めることだと思ひますが、いつまでも投資に制限を付けておくという形のもう、むしろ自由を返すという形のはつて、とにかくあなた全然それはセロだとおつしやるかも知れませんが、それは何がしかこれによつてよい影響を與えて、投資がさう殖えるというのじゃないか、さういふ影響があると思ひます。それに附加して、それをやるくら附くやうな会社なら、それを持たせるほうが魅力があるのじゃないか、さういふことではあります。これは私も同様であります。これはいい会社でどん／＼投資をする……、大抵旧株を持つている人間に一つか或いは一つ二つでやれば、そこにその会社に対して非常に何かしら魅力があるといふことは認めます。それを一つの方法として、今度は譲渡ですか、乗替といふやうなことを認めて来た。それを認められたときに、今度新しく旧株に対して新株の割当といふやうなことがいふ会社だつたら当然起つて参ります。さういふものに對してやはり魅力が生じて来るのであつて、今お話のやうな点も今度の改正の一部に入つていふと思ひます。私はこれは程度の問題じゃないかと思ひます。あなたのように元本の送金だけを認めた、そんなことじゃ絶対に入らな

い。いい方法があるんじゃないかといふことについては私は否定もしない。更によりいい方法はあれば結構です。だからといつて非常に閉じこめられた、非常に制限をして、投資だけは歓迎するけれども、お返ししたしませんが、さういふ方にするか、或いは投資も歓迎するし、必要によつては元本の送金を考へてやるという事柄は、これは普通の状態に返るので、それだけ信用が高まつて来るのだと私は思ふのです。

○木村福八郎君 周東長官はいつても、他の機会でもさうですが、人の質問をあなたの考へに変えて断定してしまつて、それは間違ひです、さういふふうにいふも答弁される。私は絶対になんでも言つたことではない。どうも長官はいつても人の質問を自分の解釈に直して、絶対的なごとくにしてさういふ答弁は困るのです。実は周東長官はこの今の新株の問題についてはよく御存じないのじゃないかと思ひます。乗替を認めるは大蔵大臣に伺ひます。乗替を認めると言つても、乗替えて賣つて、さうして又買けるという場合には、いつまでもたつても三年間たちまちで、次々と賣つて、さうやつて行つたらですね、さういふことが認められていふまでもなく、乗替によつてはいふまでもなく、さういふことになりませんので、これはさう言つても実情にそぐわないと思ひます。乗替を認めながら、それは実際に役に立たないやうな形になつていふと思ひます。この点は大蔵大臣に伺ひたいと思ひます。次に外資問題が出ましたから、ついでにお伺ひしたいのですが、講和後の

自立経済の前提として對外援助といふものが大きな一つの條件になつていふと思ひます。今度の電源開発の場合においても外資援助といふものが予定されていふと思ひます。さういふゆゑ政府は否定されていふすけれども、又今度は白洲さんが何か十億ドル借りに行くとか、或いは外債の償還についてさういふ取沙汰されていふのです。それで講和後の自立経済の前提として外資問題を安本長官は一体どういふふうにか考へていふか。我々は一応さう考へていふのです。政府は今度の講和條約の取極において、外資援助といふものを大きく私は期待しておつたと思ひます。それは台湾政權を承認することによつて中國貿易が不利になる。而もアメリカのこれまで援助して来た援助がなくなる。而も大きな防衛費、非生産的な負担を負ふ。これでは外資援助なくしては日本経済の自立は成り立たないのじゃないか。さういふので、總理大臣は今度の國會の冒頭において、講和によつて日本は獨立するけれども自立することは困難だといふことを言つていて、さうして外資援助に頼らなければ自立困難であるといふことを言つていふのです。ところがマーカーツ聲明で、それは實際には政府が期待したやうな援助が行なわれぬ。絶対にそれは私は言つておけません。政府が期待したやうな……さういふ最初構想しておつた講和後の自立経済計画といふものに対して大きなこじり変化が來ていふと思ひます。電源開発でも外資を期待した。講和後の自立経済計画において外資を當にしておつた、それが困難になつたのでありますからして、この自立経済計画にこじり私は大きな

影響が來ていふと思ひます。安本長官としてさういふ事態になつた後においての自立経済計画に対する構想は、これは私は新たなものがなければならぬと思ひます。今まで通りの考へで行つたらば非常に違つた、前提條件が違つて來ておると思ひます。この点について伺ひたいのです。

○國務大臣(周東英雄君) お話のやうに講和後における自立経済の推進のために外資導入の問題について非常に條件が違つて來るといふ御意見については私は賛成です。でありますから私はさういふ面から民間の外資にいたしまして、或いは銀行なり或いは民間直接にさういふやうなことから、政府との間における問題等いろいろな手を以て外資の問題について努力しておることは、これは事實であります。併し初めから私も外資の問題についてはどれ／＼だけの額が入つて來るといふことを前提として、それをもととして自立計画を立てる、さういふことだけでは、これは人の額で相撲をとるので、相手のほうから外れて來れば駄目になる。そこでそこは非常に内輪に、而も先ず日本國民の力によつて立ち得るやうな考へ方の下に計画を進めつつ、而もそれに對して外資が入るやうに、より早く早い結果を得ることに大いに努力しておるわけなんです。今日我々が考へておる計画それ自体は、もう外資が全然入らないのであるから、別の構想を立てるべきではないかといふ御意見は尊重して聞いて置きますが、今さういふやうに變えなくちやならぬといふのは、これは少し早過ぎはしないか、といふのは、これははつきり申上げますが、この法律改正にして

も、これは民間からは直接ではありませんが、現に年々増加もして来ておるし、又個別的に一つ／＼の企業形態に對して投資が進められておる。例へば具體的に会社に共同設備ができ、そこへ資金を出すという形ができて、それでそういう民間からの投資もありました。又場合によつては開業銀行からの融資も考えられる。これらに對して努力を集中いたして、できるだけ穴のあかんように努力をいたしたい、かように考えております。殊に私どもは今直ちに外資の導入問題がいろいろ議論されますけれども、これは私どもにしても朝鮮特需等による特殊な貿易外の収入だけに依存することのできないことは申すまでもないのであります。併しながら現在の事情としてはそれが相当多いがために、國際收支のバランスがむしろ悪字になつておる。この状態は明白の日から直ぐ零になるというわけではない。その点は或る程度考慮を置きつつ將來に向つてなお外資の問題等について努力を進めて行くことによつて、私は今考えておるような經濟自立の構想というものは必ずしも急速に変更しなくてもいいのじやないか、無論これに對しては慎重な態度をとつて計画は考へておりますが、そういうふうに私も考へております。

○木村義八郎君 只今の御答弁ですと、外資というものを全然入らないものとして講和後の自立經濟計画は考へておるのではない。やはりそういうものを頭において考へておるのだと言われておりますが、具體的に今度の電源開発についても二十七年度千二百億も資金が要するのですが、あの資金計画を見ても、何か外貨を前提としなければ

資金調達はできないような資金計画になつておるようには私は思ふのですが、而もそう言われながら具體的にどのくらいの外資を予定して日本經濟の自立計画を考へているというふうなものはない。そうすると何か自立經濟計画というものはつきり立たないと思ふのです。どの程度予定するのだかわからないけれども予定しているのだ。それから外貨を前提としないのでじややるといふこと、そうでもない、わけのわからないことになつて、実は安本長官は一番最初、講和後の自立經濟計画として最初に安本で立てた、そして新聞に發表された案によれば、電源開発として二億八千五百万ドルの外資を前提としてあの計画を立てておるのです。

昭和二十九年に生活水準を九一％に引上げる、生産水準は一七・五に上げる、これは具體的に二億八千五百万ドルの外資導入を予定してあるのです。そしてあの電源開発計画を立てられておる。そして生産計画、生活水準計画が立てられて、その予定が實現しなかつたのですから変わるはずなんだと思ふのです。そういうことを最初審議されたのですか、條件が變つて来たので私は質問しておるのです。これは水かけ論になりますから、ほかのかたの質問もありません。それに對しては質問いたしません。それに對しての御答弁と、最後に外資の入る場合の條件ですね、これについて一つ。これは非常に大きな問題だと思ふのですが、やはり無制限に入れるわけじゃないのですか、日本の産業が外資によつて支配されるということこれは重大な問題だと思ふのです。そこで例へば株式取得についても何らかの或る程

度の制限というものについて政府は考へておるのかどうか、この点伺いたしたい。

○國務大臣(周東英輔君) お答えしますが、先ほども申しましたように日本の今の經濟状態からいって、外資のあることを望むというところはこれはもうその通りであります。だからといって先ほどお示しの電源開発計画に對する資金計画といふことも、それが若し万入らないという場合には、それでは電源開発計画をやめるかといふと、私どもはそういうことは考へていない。

日本の經濟の復興、國民生活の安定という上から動力源の開発はこれは絶対になさなければならぬことになつておると思ふのです。これはもう御承知の通りであります。そういう場合には多少の最悪の場合においても先ず電力を開発して、次の段階においてこの電力を以て工場を動かすという段階にならなければ、外資の導入を前提としてのみ考へておつて、それが入らなければ電源の開発はやめるか、そういう消極的な態度はとれない。そこで電源開発にいたしましたところで約一千二百億円の二十七年度の計画になつておりまして、併しこれに對して現在のところ政府關係資金の中からは六百十億くらいが財政資金或いは見返資金等いろいろなもので行く、あとのものは民間から得よう、こういう形です。併しこれに對して外資というふうなものがあるればはかの産業に資金的影響を與えずしやう得るというところがあります。そういう点で我々は望む、努力したいというところはつきり申上げておるわけですね。併しそれじやなかつたら全部やめるかというわけには行かんと思

う。そこは國民の覚悟で、あなたはそれじやもう入らなければ縮小して当然やめろという御意見、これは或いは違ふかも知れません。そういうことじやなくて、やはり日本の國民として、その点は經濟の現状なり国力というものをよく判斷してできるだけそこに向つての援助を求め、いかにときには先ず大事な電力を苦しくても開発して、次の段階に進める。できないならできないで、常に八方美人で、あれもやりたくないもやりたくないことでは何もできませんといふことになる。こういう考え方で私どもはおります。そういうことはつきり申上げておきます。それは飽くまで外の援助を欲しいといふことは考へております。これは資金のみならず、資材のことでもそうだと思います。電源開発について、要は最悪の場合にはほかに幾ら事故があつてもやるといふ大體の考え方です。併し計画を立てなければならぬ。今おつしやいますように何ぼ／＼の資金は外から入れる、これが入れなければやめる、こういうふうな考え方では立てておるとすれば、それはあなたがたのお話のようにこれは電源開発もやめなければならぬ。これは全體的な總合計画であります。電源開発ですから、電力に集中すればほかのほうに影響があるといふことは起りましようし、併し今日の場合においてそれは、その上の前提は今お話を申し上げたわけですが、あなたがたのように電力の開発資金が入らんことになつたときには、そうすれば変えらるやう、こうお尋ねになるから、その点は今努力継続中でありまして、法律が通つたら、これから電源開発を進めて行くには三、四年計画で、これからいづ／＼の今後

における努力が殘されておるわけでありまして。それと見合つて計画を進めて行つていいと私は考へます。

○木村義八郎君 やはり安本長官は斷定されておるんですが、外資が入らなかつたら電源開発を要するといふのはなくて、その前には電源開発を基礎として生活水準の問題を安本でも割出しておるんです。外資が入らなかつた、その上に中國の貿易を不利にして、マインスにして行く、その上に非生産的な軍事的な支出をやつて行く、そういうことになつて来るから、外資が入らなかつたら、もつと有利な貿易をする、中國との貿易をやつてもつと安い原料をかうようにするとか、或いは非生産的な軍事支出をもつと切るとか、そういうことによつて國民生活水準を引下げない結果において電源開発をするにはどうしたらいいかという遠つた條件が出て来なければならぬけれども、この生活水準を安本は電源開発と併せて計画されておるんですから、そうなれば生活水準を下げなければ電源開発を既定通りできないということになる。それを私は問題にしておるんです。そういう一方的に外資が入らんから電源開発をやめる、そういう單純なことを言つておるのじやない。常に生活水準との關係があるのです。片一方では不利な條件をどん／＼作りながら、そのマインスを外資援助でカバーしようとしたところが、予定の外資が入つて来ない。そこでこの計画はどうするか。生活水準を下げないで電源開発をするにはどうするかという新しい政策が出て来なければならぬ。それを台灣政権を認めて、わざわざ中國との貿易が不利になるような政

策をする。それから、これから十一万から十八万になるのですから、そういう軍事支出をわざ／＼大きくする政策をとるならば、どうして国民生活水準が上がるかというのを私は問題にしておるのです。これは議論になりますからやめますが、最後にさつき質問いたしました外資も、或る程度の制限を……、今日の新聞を見ますと、外国人さへ余りに外資が入つて日本の産業を支配することは好ましくないであろうから、大体二五％ぐらいに制限すべきであらうと外国人自身がそう言っているんです。ですから何らかの制限というものは私は必要であらうと思うのです。この制限の問題について如何がお考えですか。

○須藤五郎君　この前も私が今木村君が尋ねたことを尋ねたら、そういう意味のお答えだつたので、了解しがたいので、今日大臣に出席を求めて大臣の口からはつきりその方針を伺いたいのが主眼であります。今日も大臣は答ええにならないで、やはり局長がお答えになつてゐるので遺憾だと思つたのです。大体日本が中国を征服したときにも、旺精衛の政権すらも日本の資本の四九％以上は入れないということをはつきり言つてゐた。即ち中国の産業が日本の資本によつて征服されることを拒否するために四九％以上は入れさせないという大きな方針を立ててゐたのだと思つたのです。ところが今日の日本政府はなか／＼そういう方針を立ててゐないところに私は問題があると思つたのです。ですから木村さんがさつきから言つてゐるように、外国から二五％以上は入れないほうがいいのじやないかという忠告を受けなくちやならないので、これは私は情ないと思つた。現在、あとで資料が出ると申しておりますが、私の調べたところによりまして、石油会社は殆んどもう大半米英の手中に握られてゐる。東亜燃料は五五％入つてゐる、三菱石油は五〇％、日本石油は五〇％、日本シェルは九四％、昭和石油は一五％、大体石油会社は殆んど外国資本の手中にあること、即ち日本の産業の上に最も大きな影響のあるこの燃料がすでに外国の資本の手中に握られてゐるということは非常な問題だと思つたのです。これだけじやない、まだ貿易会社、それから電気会社なんかなどで、東芝がGEとの契約でやはり二四％資本を入れよう、それで千二百萬株をちやんとそのために設けて留保してゐるというやうなことも言われておられますし、日本電気でもやはり三〇％の持株をそのために用意してゐるというやうなことを言われておる。大体こういう自由産業の株がど／＼とこういうふうにならなうに高率に外国資本に握られて行くということは、結局外国資本の支配下に日本の産業が入つて来るということだ、これは大きな問題だと思つたのです。ですから私はやはりこの際政府が将来のことを考へて、今無制限にど／＼入れるというやうなそんな馬鹿げた方針じやなしに、やはりこゝではつきり将来の方針を立てておかないという非常な危険があると、そういうふうにお思ふのです。これに對して大臣からはつきり答弁を頂きたい。

○國務大臣(周東英雄君)　木村委員、須藤委員等の御意見、御質問の趣旨は全く私も同感であります。若し日本に對する、企業会社に對する資本的支配というものが非常な強い力になるということは、これは将来いろいろ考へなくちやならん点がある。まあ併し今御指摘のやうな敗戦直後から事実上今日まあ石油等においては握られておられます。この点が同じやうに他の方面に及んで行つて、将来よからぬ影響を與

えるやうなことになるやうなことがあらうことは、非常に避けなければならぬ。今後の問題としては私も是非慎重に考慮いたしたいと、こう思ひます。

○須藤五郎君　それから私外資と日本国内のインフレとの關係を一つ伺つてみたいと思つたのです。もう今の政府の方針が無制限に外資を入れるというこゝたになりますと、ど／＼入つて来るといふ場合のことを考へて、つまり例といたしまして、今度白洲さんがアメリカへ行つて十億ドルの金を借りて来ようというやうなお話であります。若しそれを借りた場合、私の伝え聞くところによりまして、マリーカワト少将が向うへ行つてゐるときに、GHQから自由党に對して、お前たち金を借りたといふ言つてゐるが、その金をどういふふうに使つてもいいという話があつた。そこでまあいろいろ研究してみたところが、その借りた金で、アメリカから資材をかう金というものは三合か四合くらい機械しかない。少くともそれは金にしまして非常に少い金で、一千万ドルくらい金だ、そうするとあの金は結局ドルとして現金で日本へ持つて来て日本でその金を使う。即ち日本で円に換えて、そしてその円として日本で使うのだという結論になつた。そうしますと日本国内におけるインフレがその結果起る危険があるのではないか、そういうふうに考へるわけなんです。これは電氣關係、電源開闢の外資だけでなしに、あらゆる面の外資がそういうインフレの危険なくして消費加されるのかどうか、その点を一つ伺つてみたいと思ひます。

○國務大臣(周東英雄君)　一応御尤もな御質問ですけれども、現在日本に溜つてゐる外貨というものはここにありつておる外貨といふものもここにありません。従つてこれ以上金を借りて来たらまあインフレになりはせんか、こういう御質問だつたと思ひます。これは僕はもういろいろ御意見もあり見方もあると思ひますが、これは余り近視眼的に見なくてもいいのじやないか、これはあなたを攻撃するのじやなくて、これは今溜つてゐる金というものは、實際問題としてよく皆さん御指摘のやうに、何としてもこれは朝鮮特需の景氣によつて溜つたものであり、今日正當輸入貿易關係によつて入つておる金よりも、ほかの貿易外収入のほうが多いのです。而もその貿易外収入は、日本の船舶とかアメリカの人が落す金でなくて、特殊な事情によつてこゝで溜つて来る。併しそれで今困つてゐる、これのために輸入がなくなつて困つてゐるといふこともありませんが、これは私はいつまで続くかわからんと思ひます。今度は情勢が變つたら殆んどその手持外貨といふものはなくなるかも知らん。まあそういうことも考へ合せますと、ここに外資の導入という問題が、日本の企業に直接投資される場合もありましようし、或いは電源等について開闢のために資材として入つて来る場合もあるかも知らんが、これは大きくも少し日本の将来を考へたら、今ちよつと溜つておるといふやうなことで、外から金が入つたら心配だといふやうなことでなくて、私はしつかりと将来に對する見通しをつけて、できれば今の外資導入について援助を求めておくことが必要じやないか。外資の入り方としても、何も金で送つて来るのじやなくて、例へば絹糸

第三十七部　經濟安定・大蔵連合委員會會議録第二号　昭和二十七年四月二十一日【參議院】

策をする。それから、これから十一万から十八万になるのですから、そういう軍事支出をわざ／＼大きくする政策をとるならば、どうして国民生活水準が上がるかというのを私は問題にしておるのです。これは議論になりますからやめますが、最後にさつき質問いたしました外資も、或る程度の制限を……、今日の新聞を見ますと、外国人さへ余りに外資が入つて日本の産業を支配することは好ましくないであろうから、大体二五％ぐらいに制限すべきであらうと外国人自身がそう言っているんです。ですから何らかの制限というものは私は必要であらうと思うのです。この制限の問題について如何がお考えですか。

○政府委員(實業正雄君)　お尋ねの点でございますが、只今法制的には外国人が日本の会社の株式を何％までしか持てないというやうな制度は独禁法の場合を除きましてはないのでございまして、併しなからこの点はこの外資が入ります場合の産業の種類によつても違ひますし、その外資の導入に伴ひまして同時に非常に日本の經濟に役立ち、技術が一緒に入つて来るといふやうなケースがございまして、その外資導入の日本經濟に及ぼす貢獻の度合といふものはいろいろ千差万別であるわけでありまして、その場合に一概に形式的な制限を設けまして、非常に役立つものがあつても、この制限を超えるから拒否せざるを得ないというやうなことが出て参りましたもこれは実情にそぐわない。却つて日本の經濟が不利であるというやうなことも考へられますので、只今のところでは外資導入という観点からいたします場合には、この持株の

比率という点は、その具体的なケースがどの程度日本の經濟に貢獻するかという貢獻の度合によりましてケース・バイ・ケースに認めて行くというほうが却つてよろしいのではないかと、又企業の自主性といふことも重んじなければならぬ場合もございまして、当分の間は運用で行くのがよろしいのではないかと、この考へ方で以て別段制限は設けておらないのでございまして。

○須藤五郎君　この前も私が今木村君が尋ねたことを尋ねたら、そういう意味のお答えだつたので、了解しがたいので、今日大臣に出席を求めて大臣の口からはつきりその方針を伺いたいの

が主眼であります。今日も大臣は答ええにならないで、やはり局長がお答えになつてゐるので遺憾だと思つたのです。大体日本が中国を征服したときにも、旺精衛の政権すらも日本の資本の四九％以上は入れないということをはつきり言つてゐた。即ち中国の産業が日本の資本によつて征服されることを拒否するために四九％以上は入れさせないという大きな方針を立ててゐたのだと思つたのです。ところが今日の日本政府はなか／＼そういう方針を立ててゐないところに私は問題があると思つたのです。ですから木村さんがさつきから言つてゐるように、外国から二五％以上は入れないほうがいいのじやないかという忠告を受けなくちやならないので、これは私は情ないと思つた。現在、あとで資料が出ると申しておりますが、私の調べたところによりまして、石油会社は殆んどもう大半米英の手中に握られてゐる。東亜燃料は五五％入つてゐる、三菱石油は五〇％、日本石油は五〇％、日本シェルは九四％、昭和石油は一五％、大体石油会社は殆んど外国資本の手中にあること、即ち日本の産業の上に最も大きな影響のあるこの燃料がすでに外国の資本の手中に握られてゐるということは非常な問題だと思つたのです。これだけじやない、まだ貿易会社、それから電気会社なんかなどで、東芝がGEとの契約でやはり二四％資本を入れよう、それで千二百萬株をちやんとそのために設けて留保してゐるというやうなことも言われておられますし、日本電気でもやはり三〇％の持株をそのために用意してゐるというやうなことを言われておる。大体こういう自由産業の株がど／＼とこういうふうにならなうに高率に外国資本に握られて行くということは、結局外国資本の支配下に日本の産業が入つて来るということだ、これは大きな問題だと思つたのです。ですから私はやはりこの際政府が将来のことを考へて、今無制限にど／＼入れるというやうなそんな馬鹿げた方針じやなしに、やはりこゝではつきり将来の方針を立てておかないという非常な危険があると、そういうふうにお思ふのです。これに對して大臣からはつきり答弁を頂きたい。

○國務大臣(周東英雄君)　木村委員、須藤委員等の御意見、御質問の趣旨は全く私も同感であります。若し日本に對する、企業会社に對する資本的支配というものが非常な強い力になるということは、これは将来いろいろ考へなくちやならん点がある。まあ併し今御指摘のやうな敗戦直後から事実上今日まあ石油等においては握られておられます。この点が同じやうに他の方面に及んで行つて、将来よからぬ影響を與えるやうなことになるやうなことがあらうことは、非常に避けなければならぬ。今後の問題としては私も是非慎重に考慮いたしたいと、こう思ひます。

○須藤五郎君　それから私外資と日本国内のインフレとの關係を一つ伺つてみたいと思つたのです。もう今の政府の方針が無制限に外資を入れるというこゝたになりますと、ど／＼入つて来るといふ場合のことを考へて、つまり例といたしまして、今度白洲さんがアメリカへ行つて十億ドルの金を借りて来ようというやうなお話であります。若しそれを借りた場合、私の伝え聞くところによりまして、マリーカワト少将が向うへ行つてゐるときに、GHQから自由党に對して、お前たち金を借りたといふ言つてゐるが、その金をどういふふうに使つてもいいという話があつた。そこでまあいろいろ研究してみたところが、その借りた金で、アメリカから資材をかう金というものは三合か四合くらい機械しかない。少くともそれは金にしまして非常に少い金で、一千万ドルくらい金だ、そうするとあの金は結局ドルとして現金で日本へ持つて来て日本でその金を使う。即ち日本で円に換えて、そしてその円として日本で使うのだという結論になつた。そうしますと日本国内におけるインフレがその結果起る危険があるのではないか、そういうふうに考へるわけなんです。これは電氣關係、電源開闢の外資だけでなしに、あらゆる面の外資がそういうインフレの危険なくして消費加されるのかどうか、その点を一つ伺つてみたいと思ひます。

○國務大臣(周東英雄君)　一応御尤もな御質問ですけれども、現在日本に溜つてゐる外貨というものはここにありつておる外貨といふものもここにありません。従つてこれ以上金を借りて来たらまあインフレになりはせんか、こういう御質問だつたと思ひます。これは僕はもういろいろ御意見もあり見方もあると思ひますが、これは余り近視眼的に見なくてもいいのじやないか、これはあなたを攻撃するのじやなくて、これは今溜つてゐる金というものは、實際問題としてよく皆さん御指摘のやうに、何としてもこれは朝鮮特需の景氣によつて溜つたものであり、今日正當輸入貿易關係によつて入つておる金よりも、ほかの貿易外収入のほうが多いのです。而もその貿易外収入は、日本の船舶とかアメリカの人が落す金でなくて、特殊な事情によつてこゝで溜つて来る。併しそれで今困つてゐる、これのために輸入がなくなつて困つてゐるといふこともありませんが、これは私はいつまで続くかわからんと思ひます。今度は情勢が變つたら殆んどその手持外貨といふものはなくなるかも知らん。まあそういうことも考へ合せますと、ここに外資の導入という問題が、日本の企業に直接投資される場合もありましようし、或いは電源等について開闢のために資材として入つて来る場合もあるかも知らんが、これは大きくも少し日本の将来を考へたら、今ちよつと溜つておるといふやうなことで、外から金が入つたら心配だといふやうなことでなくて、私はしつかりと将来に對する見通しをつけて、できれば今の外資導入について援助を求めておくことが必要じやないか。外資の入り方としても、何も金で送つて来るのじやなくて、例へば絹糸

借款というような形もありましよう。とにかく信用供與にもいろ／＼な形があるので、外資の導入、そこは金がこのでうんと溜つてインフレになりはせんかというように見ないでも、大きく将来を考えたら、今ある金以上に将来に對して一つ信用と言いますか、一つ

かないと、日本のインフレを招来する原因になるのじゃないかというふうな心配を私はしておるわけであります。長官もそういう心配をやはり持つていらつしやるようですから、十分注意する必要がありますのではないかという点なんです。

の確保をしておく必要があるのじやないか、私は非常にあるのじやないかと思ひます。そういう意味においてそれは私は外資の導入ということに對する協力を求めて行くことは必要だと思ひます。今御指摘のようにどん／＼たくさん金が入つて来て、それをばら撒いたらインフレになるであらうかというような御心配はまあ御尤もであります。

それから小さい問題ですが、戦争前日本にあつた外国資本の会社、例えばダンロップなどですね、ゴムなどのあれは、利益金はどういうふうに処理されていたんでしうか、今度の外資法によるように元利金を向うへ送るといふようなことをされていたんでしうか、全然これはされていないかつたんでしうか。

すが、そういう急激な形には私はなら
んと思っております。

○政府委員(賀屋正雄君) ダンロップ
その他戦前の投資に対する利益の送金

○須藤五郎君 借りた金が日本にない
資材として、品物として入つて来るな
れば、そういうこともないと思うので
すが、実際に若し……、併しそれも品
物で入つて来る場合でも、日本国内の
品物と利害が衝突する場合も考えら
れると思うのです。ですから無制限
に……、現在もうすでに六億か七億外
資があるでしょう。そういう状態にな
お今必要でもないものを、やつさもつ
さと言つて惜りに行つて、そうしてそ
れが資材として入るのじやなしに現金
で入つて来る。そうして、外国為替の
の問題でござりますが、戦前は為替管
理法によりまして、当時の外貨事情に
よつて、許可によつて送金されるとい
う方法をとつております。今度の外資
法にありますように、送金の保証とい
うのは戦後新らしくとられた措置でござ
いますが、この外資法による送金の
保証ということは戦前の投資には遡り
ませんで、戦後外貨なり、外貨に相当
する価値のある、裏付のある投資に限
つて送金を保証するということになつ
ておりまして、この外資法による送金
の保証には乗つて来ないのです。

ほうにそれを売られて日本の円になる。それがずつと日本国内にばら撒かれる、そういう状態が起るならば、日本に又インフレが起るというのは当り前のことだと思ひます。そうして又税金でどん／＼と取立てられるだけで、何の役にも立たないような感じがいたしますので、これはよほど警戒して行

○須藤五郎君　もう一つ、私が聞くところによりますと、アメリカの金利、いわゆる配当、利廻は日本より低いように聞いておりますが、現在どういふところでしょうか、いろいろ会社はあるでしょうけれども、頂いた資料では、日本の平均は一四％利率が上つておる、配当率が上つておるようになった

ておりますが、アメリカではどのくらいになつておりましたらうか。

○政府委員（賀屋正雄君） 詳しい資料を只今持合せておりませんが、一般的に申しまして日本の金利水準に比べますと非常に低いパーセンテージになつておりまして、貸付金の場合には殊に二分乃至四分というような程度になつておるかと思ひます。

○須藤五郎君　そこで先ほど木村さんが、こういう外資法を作らなくても有利に金が入つて来るのではないかと、一つのこれは裏付になると思うのです。が、どん／＼送金ができるということになれば、これだけ利廻のいい金ならば五年間に二〇％ぐらい元金を送り返すというような條件を附けなくても、或いは日本の国に信用さえあれば十分入つて来る可能性はあると思うのです。がどうでしょう。か。

○小林政夫君　ちよつとそれに関連しますが、先ほど木村委員の質問の第一点と、今の須藤さんの質問とも関連するものでありますが、私は外資導入ということについては、結局外資の導入としてはいい国は国際的に相当大きくある。従つてやはりこれも国際場裡における自由競争であつて、その外資への扱い方によつてはこちらの希望する、木村さん或いは須藤さんの言われるような意味における制限も考えなければなりません。が、一定の規正の下においては望ましい外資の導入については國際的なレベルというか、扱い方において劣らないというか、同様の條件又は多少有利な條件を以て外資の迎えをしたければならんという問題があるので、具体的な問題については事務局に資料に基づいて質疑を重ねたいと思ひます。

が、特に大臣にこの改正案を考えられる
ときに、そういう点についてどうい
う配慮をされたかということについて
伺えれば、併せて今の木村、須藤さん
の質疑にも答えられるのではないかと
いうように思います。

○國務大臣(周東英雄君) それは今小林君のお話のように、こちらが希望する外資等については、金利或いは期限というふうなものについては、やはり世界の各国に行われている外資を貸している条件と同じようなことを我々も希望しているわけです。併し須藤さんの今のお話のように、アメリカの金利と日本の金利はえらい違いますので、それじゃその安いのを以て日本に入わてくれるかという、なか／＼それけそうじゃなく思う。日本の金利が高いから、もう少し貸してもいいやないかということ、それから問題は、やはり日本の企業それ自体に直接行く場合には、企業それ自体の信用、受入態勢というものがある。又それに対して国家が保証しなければ貸さんというのであつて、併も国家が保証してもなおかつ恐らく私は金利というのが向うが三分、四分であつても、貸すということはなか／＼思われない。それは金利水準がえらく違うから、それを先に持つて来ればいいじゃないかという事柄も御尤もです。それは相違努力している条件ですけれども、併だからと言つてこの改正はまあ有害な益じや困るのですけれども、木材さの言葉を借りると極端な場合に、そういう悪い影響だけじゃないと私思うのです。

○須藤五郎君 日本の産業に禍根をすと思うのですがね。

○木村種八郎君 閱讀して、今の須藤さんの質問に対して、もう少し安本長官はこの法律案を作成するときに、もつと具体的に考えたことで答弁されなければ無責任だと思ふのです。今の答弁では金利々々と言いますけれども、アメリカの株式の取得の仕方と日本の株式の取得の仕方については違いがあるのです。一番狙ひはアメリカじや新株を取得するときには日本みたいに額面五十円で譲るなんということはございせん。大体旧株に対して一割か一割五分ぐらいで新株を渡すのです。ところが日本は御承知のようにに新株は五十円で渡すわけです。ところが実際の市価は百円も百五十円もするからプレミアムが附くわけです。そこに非常に魅力があるわけです。日本においてはですから金利々々という單なる金利以外にそのプレミアムの問題があるのです、ですからその問題が非常に魅力があるのであつて、この問題を解決すれば、私は元本の送金保証をしなくてもこつちにもつと入つて来るのだ。それはやはり利廻の問題になるのです。金利の問題になつて来るのです。ですから実はこの法案は筋気筋なんです。だから一番入つて来る問題について改正しないでも、そうして元本送金を本当は認めなくても、或いは三年から五年ぐらゐでも入つて来るのに、その一番入つて来る條件を充たさないうで、元本送金のほうばかり考えている。元本送金のほうばかり考えているけれど、實際は日本における株式の売買の問題とアメリカにおける株式の売買の問題の違いです。ところがアメリカにおいては、その日本の新株をアメリカ人が買えないのです。旧株だ

けしか買えない。そこに問題があるのであつて、この新株の問題を解決しなければドルがどん／＼入つて来ないと思ふのです。元本送金だけでは、その問題が一番大切であつたのだけれども、元本の送金ばかりに拘わられてしまつた。その元本の送金を緩和すれば入つて来るものと思つたけれども、そうじやないのです。実質において新株問題が実問題としてあると思ふのです。この問題を解決しなければ入つて来ない。これは私の友人で山一証券で、学校を出て、最近アメリカへ行つて、そうしていろいろ実情を聞いたのです。実情を聞いたところが、そういうことになつてゐるので、入りやすくなつてゐる。私はそのこと自体がいい悪いは別問題です。別問題でなければ、これも、実際はそうなつてゐるのだと言ふのです。この経過を聞いてみると、外国のベーチエとか何とかという人の意見を聞くと、元本送金をやれば入つて来るように聞いたので、そうして見たらば実情はやはり違ふのだと、こういうことを私は聞いたのです。そこに問題があると思ふのです。ですからこの法案は一つ痼疾である、私はそう思ふのです。

ば政令で書けぬこともない、併し疑問は残つてゐるということであり、慎重に研究いたしませう。

が、外国商社各方面から或いは譲渡、乗替、或いは元本の送金保証というような問題についてやつてくれという希望はたくさん来てゐる。まあそういうことを参照してやつたのでありますから、こういうふうな改正をいたしますれば、何がしかとにかく効果はあるだらうと、この私どもは考へておるわけでありませう。

送金関係の問題についても、すでに各事業別に各省関係で四九％以下というようになつてゐておられます。そういう形にはだん／＼持つて行きたいと、かように考へておられます。

題であり、又将来も考へなければならぬ問題だと思ふますが、この案を作られるときにそういうような検討はされただけであらうか。

○油井賢太郎君 私長官に一点伺ひたいのですが、外資導入は声だけが大きいて、実際今まで効果が挙がつてゐないのです。それでいろいろ／＼そういう点も苦勞なすつておるのだらうと思ひますが、この改正についてはやはりこういうふうな改正をすれば外資が相対入るといふ見通しと、或いはその裏付となる何か交渉をされたようなこともおありと思ふのですが、こういうふうなうしろ／＼な交渉の経過、それもまだはつきりしてゐないところに我々がどうも疑念とする点があるのです。安本長官は各方面で余り具体的なことは発表されてないのですが、もうそろ／＼発表されてもいい時期だと思ふのですが、例へばさつき須藤委員からは投資をされたというふうなことも新聞にはちよ／＼出てゐるのですけれども、どの程度まで進行しているかといふことをこの際御発表願ひたいと思ふのです。

○下條善兵衛君 木村さんや須藤さんの質問に関連して一点だけお尋ねしておきたいと思ふのですが、先ほど須藤さんの質問に対して政府委員から、外人の日本の株式の取得に対して、全部持つても何ら制限を現在加えておらないと、こういう点をお答へになつておられます。昭和二十五年に放逐法を作り出したときには、たしか外人の取得する株式というものは四九％ということに當時きめたと思ふのですが、今石油とか或いはアルミニウムのような原料が全部外国に依存するような場合は、或いは特殊な考へ方が必要であるかも知れませんが、今のようにしてやつて行きますと、私は日本の株式といふものは大方外人によつて持たれてしまつて、そしてその結果日本の経済といふものは全く自立性を失つてしまつてしまふのではないかと、こういうことを心配してゐるわけですが、そこで将来とも政府のほうでは外人の株式の取得に対しては何ら制限を加へる意思はないかどうか、この点について一つ伺ひしておきます。

○政府委員(石田正吉) 先ほど来いろいろお話がございしますが、外資といふましてもいろいろの形がございします。又通貨の場合におきましては、ドルとポンドによつていろいろ違ひます。この法案におきましては大体こういうふうなことをするとは書いてあります。が、必ずしなくてはならぬとは書いてないものであります。その点においては行政の運営上においては相当配慮しなければならぬと思ひます。大体現状を申し上げますと、ドルで以ていわれる投資が行われました場合におきまして、その保証はドルです。こういうことはいいいですけれども、ポンドで投資したドルで元本を保証するといふことは一切許可しない。そういう案件は許可しないという方針でやつておられます。

○政府委員(石田正吉) これはポンドとドルといふものが通貨として投資がありました場合には、條件を相当変へなければならぬ。それから現状から申しますと、率直に申してポンドの投資はしてもいいくないといふことであらうから、條件の如何にかかわらなかつた。併し現在におけるポンドとドルの状況が變つて参りましたならば、又それに即座したような考へ方をしなければならぬと、かように考へておられます。なお入つて来る建値がポンドであるかドルであるかといふことも、又入つて来る基準も違つて来ます。大体そういうことは現状ではございませぬが、仮にいい技術が参りますれば、その保証は、元本なり或いは配当なりといふものの保証をポンドで求める。そういうことではありますから、むしろドルで投資されてドルで元利保証をするよりもむしろ歓迎すべきである。こういうことも言ひ得ると思ひます。

○委員(佐々木良作君) 速記を始めて。それでは質疑はまだ残つておりますけれども、今日のところ一応これで打ち切りまして、次は大蔵の委員長と相談をいたしまして次の日程をきめて御

○國務大臣(周東英雄君) どうも一番問題のあつたところをよく知つておられるので、私も何ですが、さつきばらんと言つて、そういうことはありましたよ。ところが今よく／＼必要になつて来れば、それを政令で書いてもいいじやないかといふことは、新株契約の問題について多少問題があります。併しまあ一応これで行こうといふことにしろ／＼な事情でなつたのですけれども、只今の点は、大体今これでやれ

○國務大臣(周東英雄君) 新聞に最近白洲さんを通じて十億云々といふことについては私は聞いておりません。まだその具体的にはなつてゐないのじやないかと思ひます。だからこれについては別に申上げることはありません。

○國務大臣(周東英雄君) 先ほど須藤さんのお尋ねにお答へしておきました。が、将来その問題は重要であるから慎重に考へたいと思ふと私はお答へしたのです。先ほど御引例になりました放

○委員(佐々木良作君) ちよつと速記をとめて。

九

通知を申し上げたいと思います。特に御
発言がなければこれで閉会いたしま
す。

それでは閉会いたします。

午後零時三十一分散会

昭和二十七年五月七日印刷

昭和二十七年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁